

### 職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

#### 1 「国民健康保険診療所医薬品等購入代金の支払遅延及び不適切な会計処理」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局保健衛生部 医療政策課主事（30歳）
事案の概要	当該職員は、国民健康保険診療所に係る会計処理において、令和元年度中に支払うべき医薬品等の購入代金について、計68件、3,306,241円の支払を遅延させたもの。 また、平成30年9月から支払遅延を解消するため、見積書及び請求書、計290件を独自に作成し、不適切な会計処理を行ったもの
処分の内容	停職3か月
処分年月日	令和2年9月16日

#### 2 上記事案の管理監督責任に伴う処分

項目	内容	
処分を受けた職員及び処分の内容	健康福祉局生活福祉部長 （元国民健康保険課長）	戒告
	健康福祉局生活福祉部 国保年金課長 （元国民健康保険課長）	
	教育局学校教育部 学校教育課課長代理 （元国民健康保険課担当課長）	文書訓告
	健康福祉局生活福祉部 保険企画課総括副主幹 （元国民健康保険課総括副主幹）	
	健康福祉局保健衛生部 医療政策課長	口頭訓告
	健康福祉局保健衛生部 医療政策課担当課長	
処分年月日	令和2年9月16日	